

令和6年度健康福祉サービス自己評価結果 草津市立第四保育所

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律施行規則第23条により、保育所においては、自己評価を実施しその結果を公表することが義務付けられています。

よって当保育所では、これに基づき実施した自己評価について公表します。

評価日：令和7年1月31日

自己評価結果	評価基準
A	85%以上 よくできている
B	65%以上 できている
C	45% 検討が必要

評価項目	結果	取り組み状況
理念・基本方針が確立、周知されている。	A	同和保育所としての設立の趣旨が職員、保護者に周知され、「保育目標」や「めざす子ども像」についても重要事項説明書等に明記されている。
事業計画が適切に策定されている。	A	保育計画（年間計画、月別の指導計画など）は随時見直し、子どもの育ちに合わせた保育計画が策定されている
福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	A	職員の研修機会の確保、ボランティアや実習生の受け入れなどにおいては高い評価となったが、職員の就業状況については、もともとの職員数の少なさや行事その他の事情から年休取得率がなかなか向上しないに傾向にあり、改善の余地がある。
地域との交流、地域貢献、子育て支援の充実	B	地域、関係機関との連携は確保されており、良好な関係を築いている。育児講座「なかよし広場」の参加者が少ないこと、地域向けの講演会などを開催していないことから、B評価とした。
利用者満足度の向上	B	保育所では苦情解決窓口を設置し、随時保護者懇談などを実施しているが、利用者アンケート等広く全体に意見を求める仕組みが確立していないことから、評価をBとした。
保育内容の充実	A	全体的な計画を策定し、年齢ごとに、養護と教育が一体的に展開される保育環境を整備している。子どもが基本的生活習慣を身につけていくための環境整備については、さらに改善が求められる。

次年度への取り組み
・ワークライフバランスの実現に向けて職員の就業状況について把握し、計画的に休暇取得を促すなどの取り組みを進めていく。 ・育児講座のPR方法を改善し、さらに参加を募っていく。地域向けの講演会や利用者アンケートの実施については要検討。 ・子どもが基本的生活習慣を主体的に身につけていくための環境と保育者のかかわりについて、所内検討会議等で振り返り、改善を進めていく。
総評
B評価の項目についてはもちろんのこと、A評価の項目についても改善すべき内容は含まれている。 上記「次年度の取り組み」にあげた内容について一つ一つ検証し、具体的実施に向けて取り組んでいきたい。